

# 一般組合員と短期組合員の違いって？



一般組合員は、**健康保険と年金の両方**とも公立学校共済組合に加入している方です。  
 短期組合員は、**健康保険のみ**公立学校共済組合に加入し、年金は日本年金機構（一般厚生年金）に加入している方です。  
 組合員種別ごとの任用形態及び社会保険制度は下表のとおりです。

組合員種別	任用形態	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	常勤一般職員、任期付職員（育休代替、配偶者同行休業代替等）、再任用フルタイム職員	公立学校共済組合 (公務員厚生年金)	公立学校共済組合
短期組合員	臨時的任用職員（産休代替等）、再任用短時間職員（週20H以上）、非常勤職員※	日本年金機構 (一般厚生年金)	

※非常勤職員の社会保険適用は、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月1日以上の条件あり。  
 ※フルタイムの非常勤職員の勤務が引き続き12月を超えるに至った場合、13月目から一般組合員となります。

## Q 掛金や給付内容は違うの？

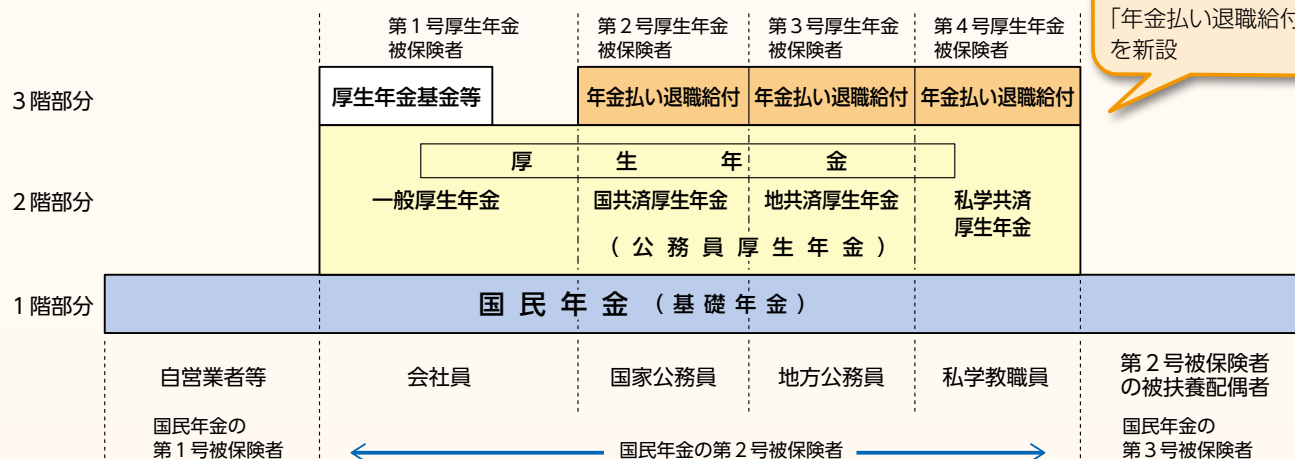


**A** 健康保険、厚生サービスに違いはありません。年金のみ一部違いがあります。  
 短期組合員の方は、公務員厚生年金でなく一般厚生年金の加入ですので、公務員独自の年金部分（3階部分）である「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の加入はなく、その掛金の徴収がありません。厚生年金（2階部分）、基礎年金（1階部分）は、公務員厚生年金、一般厚生年金のどちらの加入でも掛金率、支給要件、支給内容に違いはありません。

## Q 働きながら受給する年金の停止額は違うの？

**A** 年金の3階部分の支給について違いがあります。  
 3階部分である経過的職域、年金払い退職給付（退職等年金給付）は、公務員厚生年金に加入中は、全額支給停止され、一般厚生年金に加入中は、全額支給されます。厚生年金（2階部分）、基礎年金（1階部分）は公務員厚生年金、一般厚生年金どちらに加入中でも同じ取扱いです。

【年金イメージ図】被用者年金一元化後（平成27年10月～）



組合員種別が変更になる（一般組合員↔短期組合員）際のお手続きについては、支部ホームページに掲載しています。

